

南陽市ごみ処理基本計画

概要版

令和5年3月

南 陽 市

南陽市ごみ処理基本計画について

【ごみ処理基本計画見直しの背景と目的】

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物処理に関する基本的な事項や長期的な方針を定めるものです。

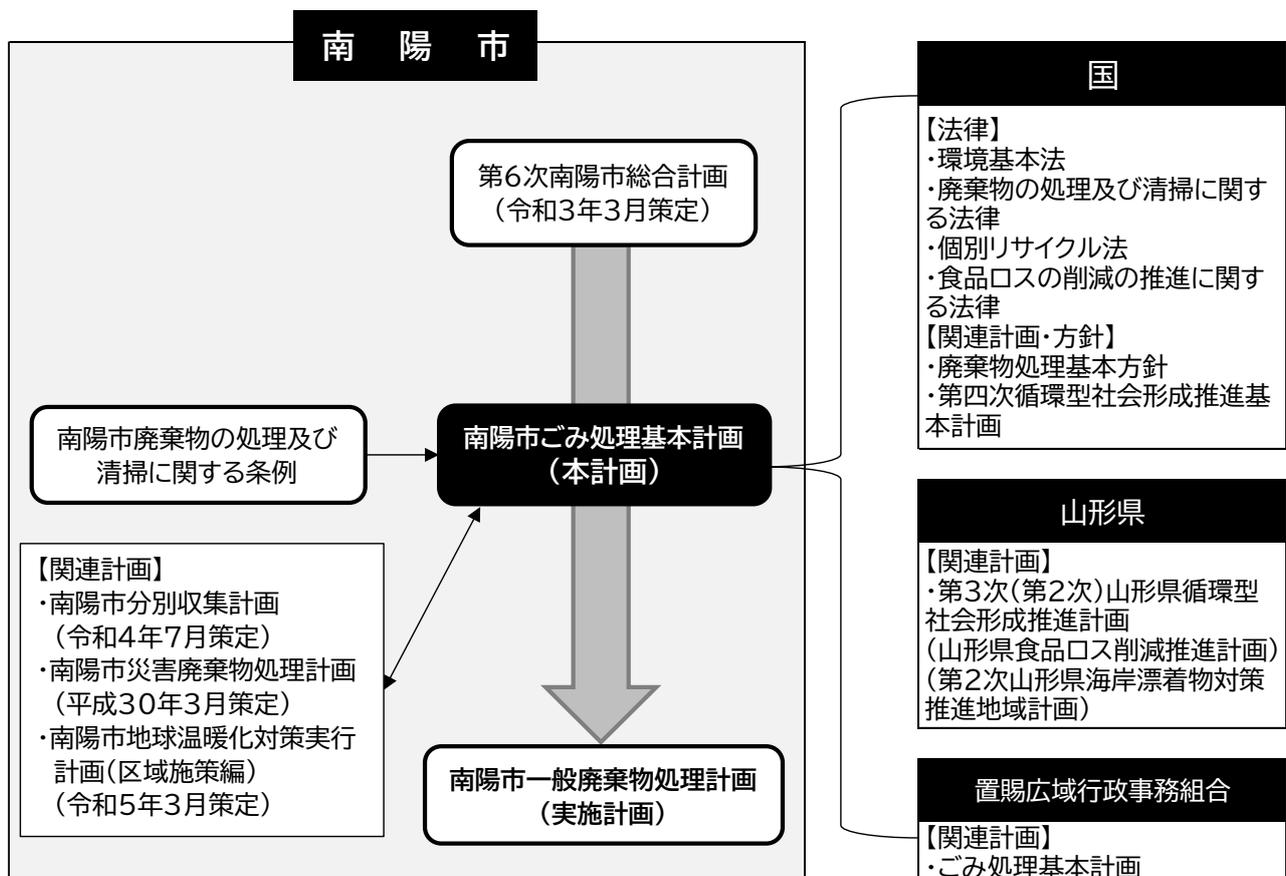
本市では、2018(平成30)年4月に計画期間を10年間(基準年度を2016(平成28)年度)とする「南陽市ごみ処理基本計画」を策定し、計画に基づいた施策等によって一般廃棄物の適正処理及び減量化等を進めてきました。

この計画は概ね5年毎に改定することとしているため、見直しを行うものです。計画策定時からの変動や日々変化する社会情勢に対応した計画とします。

【計画の位置付け】

南陽市ごみ処理基本計画は、国や県の関係法令・指針及び「南陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を始めとする本市の諸計画において定められる廃棄物処理行政に関する施策等を示すものであり、関連する計画等との位置付けは以下のとおりです。

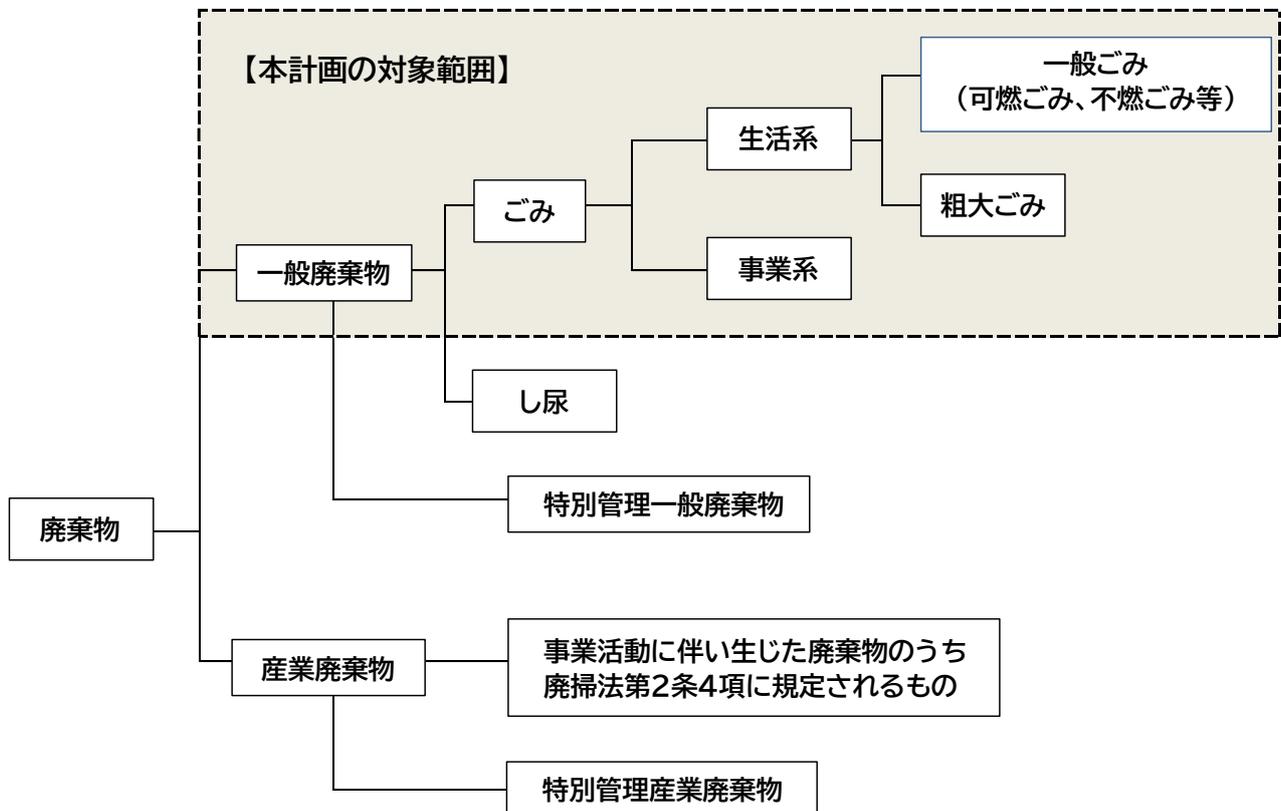
また、市町村食品ロス削減推進計画としても位置付け、統合的に策定するものです。



【対象とする廃棄物】

廃棄物は、大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに区分され、南陽市ごみ処理基本計画の対象は、「一般廃棄物」のうち、「し尿」と「特別管理一般廃棄物」を除くごみとなり、生活系ごみと事業系ごみに分けられます。

対象とする廃棄物の範囲を、以下に示します。



ごみ処理の実績及び課題

【ごみ処理の実績と課題】

本市の生活系ごみは、基準年度としている2016(平成28)年度と比較し、若干の増加傾向となっておりますが、事業系ごみは減少が見られ、生活系ごみ及び事業系ごみの全体量としては減少しています。

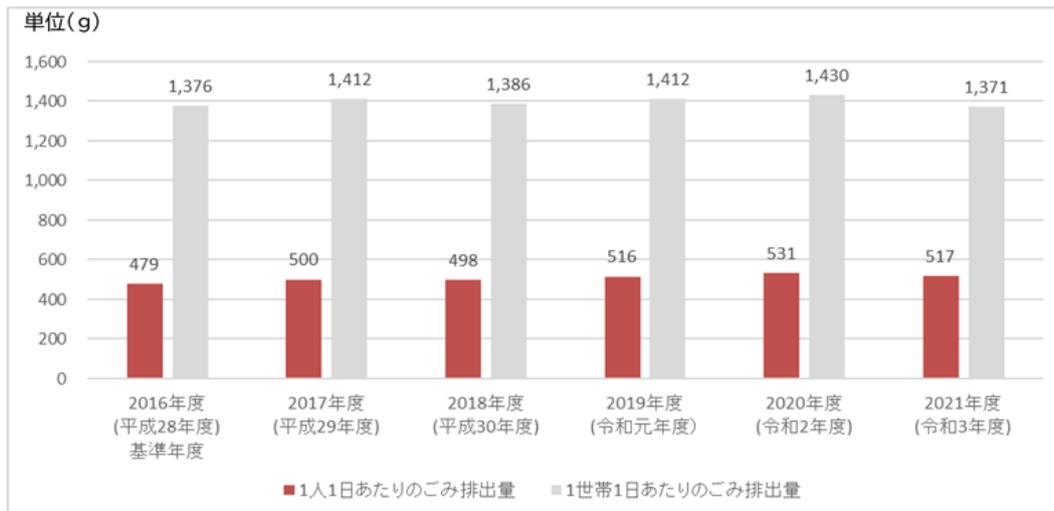
実績をみると、1人1日あたりのごみ排出量の増加とリサイクル率の低下が大きな課題とされ、今後廃棄物の減量と資源の再利用の促進を図っていかねばなりません。

本市のごみ処理の実績は、次ページのグラフのとおりです。

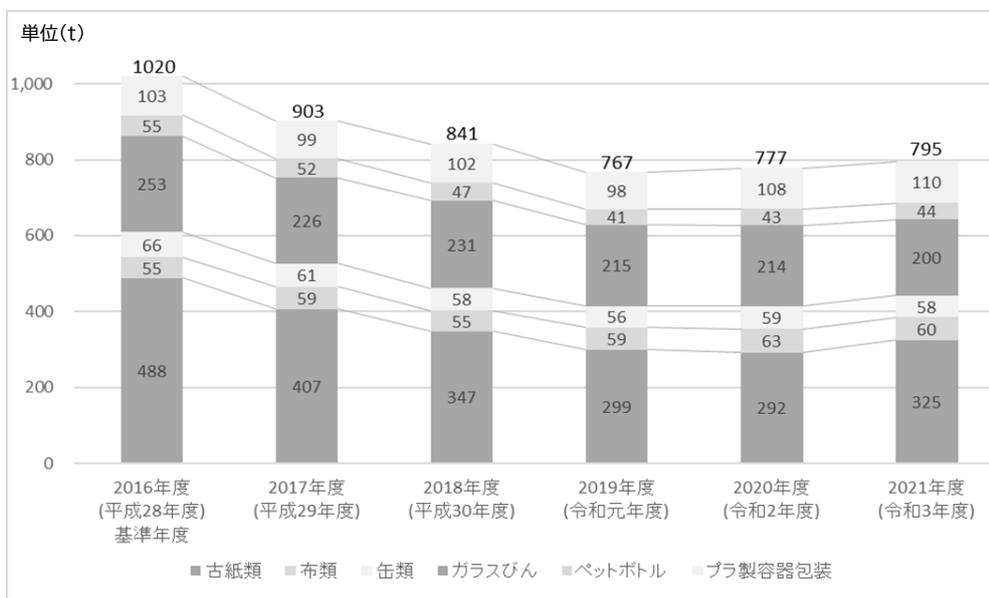
生活系ごみと事業系ごみの量と割合



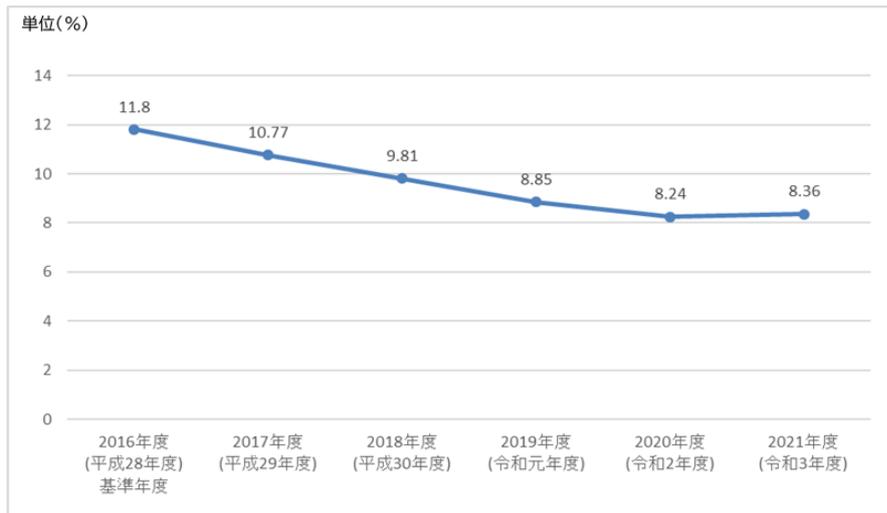
1人1日、1世帯1日あたりのごみ排出量



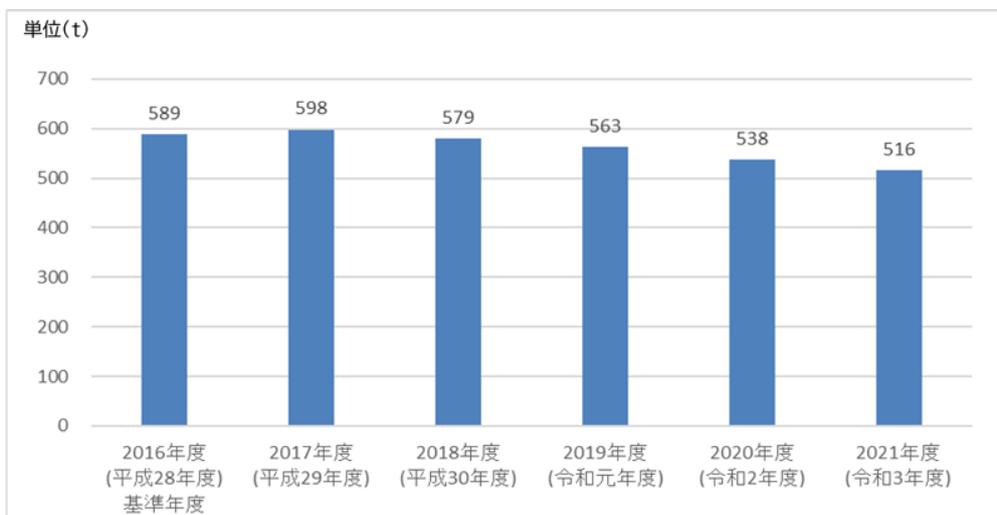
資源ごみ回収量



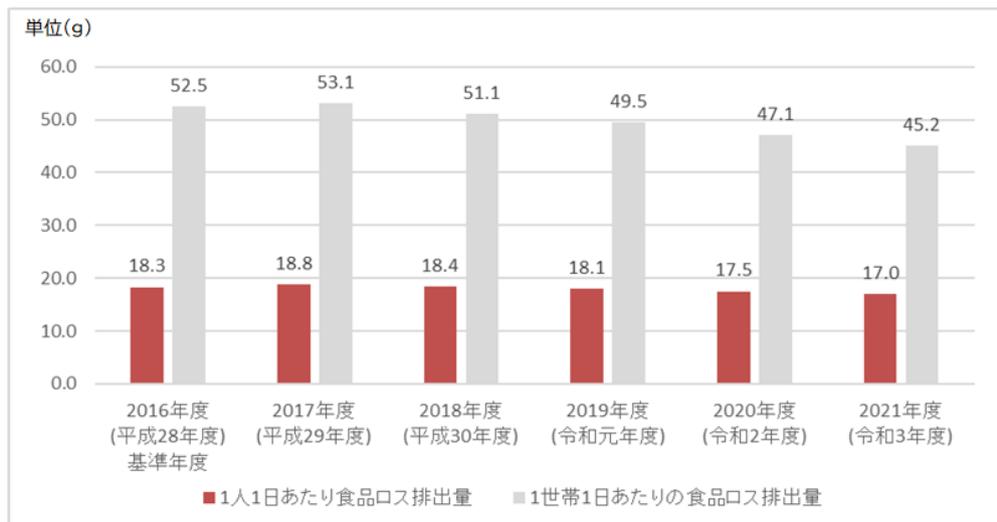
リサイクル率



食品ロス発生量(推計値※)



1人1日、1世帯1日あたりの食品ロス発生量(推計値※)

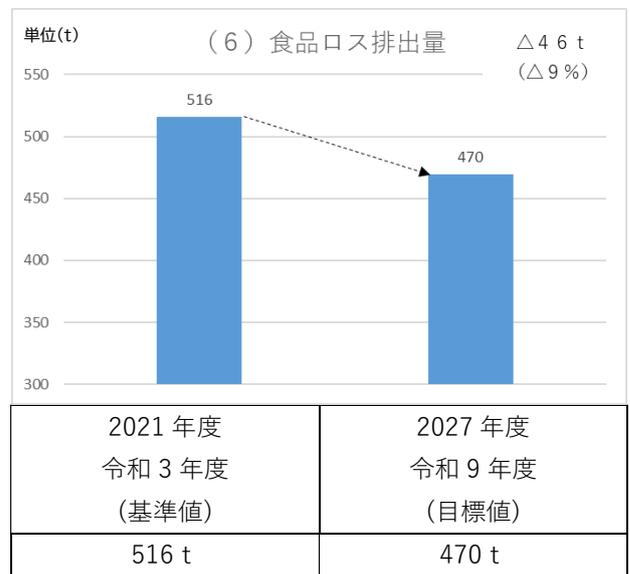
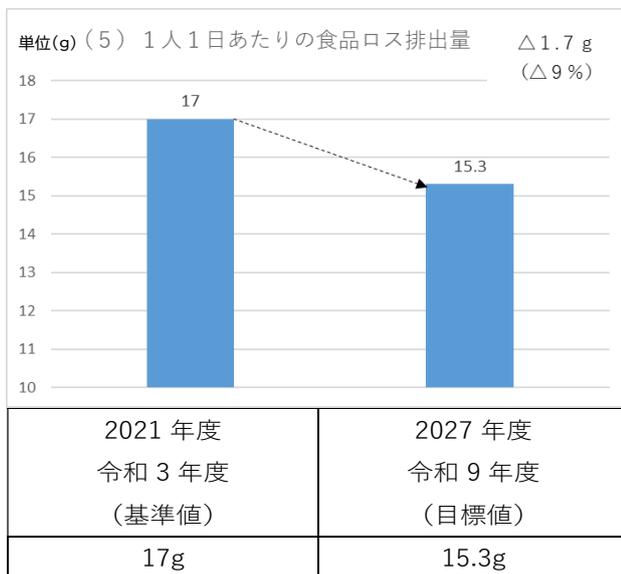
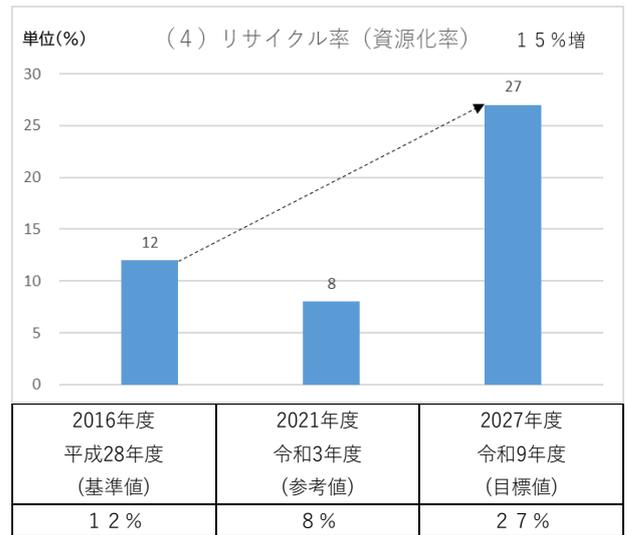
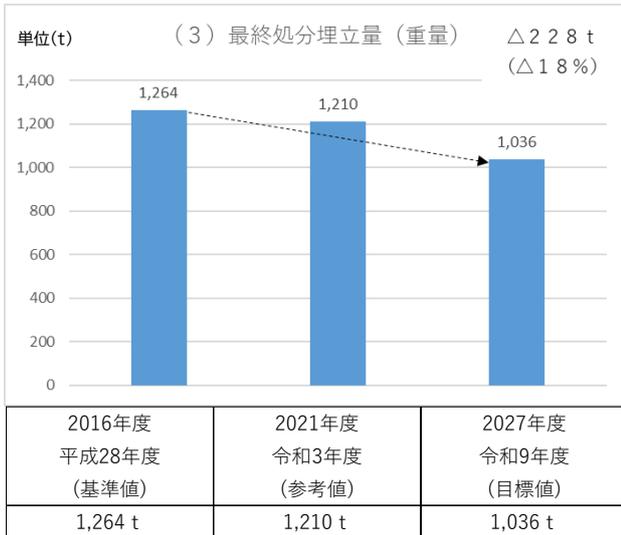
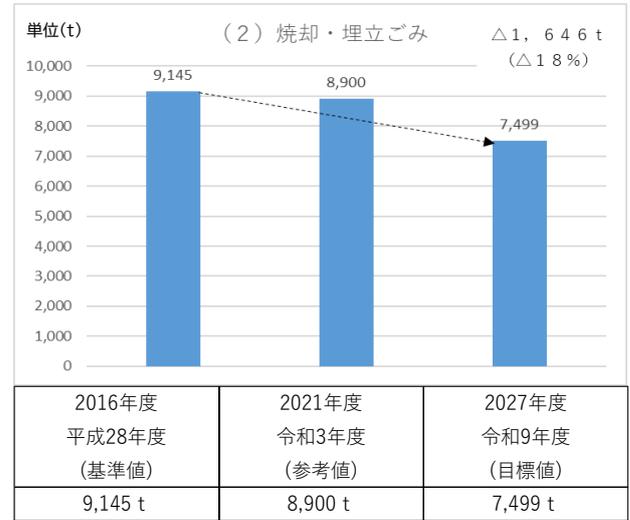
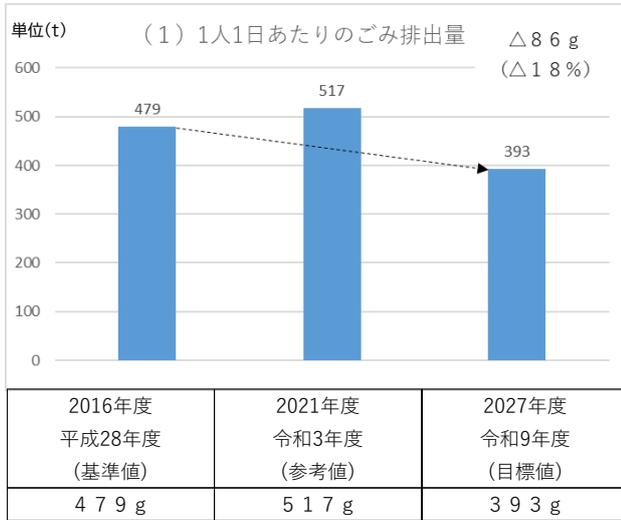


※食品ロス発生量の推計方法

- 生活系収集ごみ量(粗大ごみを除く)の合計に、生活系収集ごみに占める食品廃棄物の全国平均割合(各年度)を乗じる
- 1の値に、食品廃棄物に占める食品ロスの全国平均割合(各年度)を乗じる

【削減目標】

計画に基づき、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。



基本方針とごみの減量化、再資源化のための取組

【基本方針】

ごみ処理を巡る今後の社会、経済的情勢などを踏まえて、本市の一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を積極的に推進し、適正かつ合理的に処理するために適した施策を図るために基本方針を設定します。

<p>【基本方針 1】 有限な資源を大切にし、低炭素な資源循環型社会づくりを行う。</p>	<p>資源ごみ回収量・リサイクル率の低下から、有限な資源を大切にし、リサイクル等の取組を市・市民・事業者が一体となり資源化を促進することで資源循環型社会づくりを推進します。</p>
--	--

<p>【基本方針 2】 市民・事業者総参加によるごみの減量化、資源化を積極的に推進する。</p>	<p>廃掃法第2条の4において、「国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」とされていることを踏まえ、本計画の数値目標を達成するために、市民・事業者総参加によるごみの減量化、資源化の推進を目指します。</p>
---	--

<p>【基本方針 3】 ごみを適正に処理し、市民の衛生的な生活を確保する。</p>	<p>市域における衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、安全かつ効率的なごみの収集運搬、ごみ収集所の適正な管理を継続します。</p>
--	---

【基本方針に基づく市・市民・事業者の主な取組】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制、再生利用及び分別排出などの啓発活動を行います。 ・家庭からの生ごみ減量を推進するとともに、肥料としての再利用を促進するため、コンポストや電気式生ごみ処理機の購入に対し補助金等で奨励を行うとともに、周知・啓発に努めます。 ・物の修理に関する情報提供やリサイクルに関するアプリの情報提供等により、不用品の再生利用及び交換活動の推進を図ります。 ・リサイクルが可能な物は資源化物としてできる限り選別や周知を行い、再利用を積極的に行うよう努めます。 ・各地区に組織される衛生組織でのごみ減量化、環境保全への活動を強化するために、活動に対して協力します。 ・家庭・事業所から排出される食品ロスを削減するため、家庭での取組みに関する啓発や事業所、関係団体との連携した取組を周知することで、市全体の食品ロスへの意識向上を目指します。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別排出を徹底し、古紙類、空き缶、空き瓶、古繊維類を資源ごみとして出すように努めます。 ・家庭内において、コンポストや電気式生ごみ処理機を活用することにより、可能な限り資源の循環とごみ排出量の抑制に努めます。 ・不用品の再生利用及び交換活動の推進を図ります。 ・子ども会などの住民団体による古紙類やリターナブルびん等の自主回収を積極的に行います。 ・衛生組合で実施している、ごみ分別の徹底や資源リサイクルの推進等の環境美化活動に積極的に協力します。 ・町内で設置しているごみ収集所について、責任を持って管理します。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、ごみを減量するために努めます。 ・再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源化のための適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより再生資源回収ルートの確立を進めます。 ・ごみの減量化、リサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱うよう努めます。 ・事業所での消耗品に関して、再生品を使用するよう努めます。 ・売れ残りを減らす仕入れや商品の値引き販売など、商品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。 ・飲食店などは積極的に食品ロス対策を実践し、食品ロス削減に積極的に取り組みよう努めます。